**主催：シドニー日本商工会議所　企画委員会**

**シドニービジネス塾**

**職場での「差別禁止」＆「いじめ」**

**に関する法律大幅改正への対応策**

**～経営者に不利となり得る大幅な法改正にどう対応すべきか～**

　現在、連邦政府では、全豪に適用される、職場での「差別禁止」(anti-discrimination) および「いじめ」（bullying）に関する法律について、下記のとおり大きな法改正をしようとしております。

　「差別禁止」に関する法律については、５つの連邦法を統一して、以下の２つの点（「差別の定義の見直し」と「立証責任の逆転」）も新たに含めた形で、法律の改正をすることを発表しています。

・「差別（discrimination)の定義の見直し」－従来よりも広範囲に広げる。

・「立証責任の逆転」－従業員から申し立てられた不利益待遇(unfavourable treatment)について、差別

　　を根拠とするものではないことを、雇用者側が立証する義務を負うように変更する。

　この改正法案では、差別の申し立てする側にとって、かなり有利なものとなるだろうと言われています。

　「いじめ」に関する法律ついては、従業員がフェアワーク・コミッションに対して、苦情の申し立てをすることができる新たな権利の付与など、大幅な改正案が発表されています。従来よりも、容易に、従業員の苦情申し立てをしやすくする新たな手段が認められることになります。

　本セミナーでは、ミンターエリソン法律事務所の業界トップの労働法弁護士が、「差別禁止」および「いじめ」に関する現行法と改正法案との違いについてのポイントを説明いたします。また、この改正に対処するために、各企業にとって有効な対応策についても提案していただきます。

　なお、セミナー終了後、同じ会場で懇親会を開催します。講師も交えて参加者同士でご歓談いただけます。

■日　　時：2013年3月26日（火）16：00～17：00（セミナー）、　17：00～18：00（懇親会）

■場　　所：ミンターエリソン法律事務所　シドニーオフィス「会議室」

（Level 19, Aurola Place (RBSビル), 88 Phillip Street, Sydney, NSW 2000）

■講　　師：ゴードン・ウィリアムス　（パートナー）

ハリエット・イガー（スペシャル・カウンセル）

　　　　　　※講演および質疑応答はすべて英語となります。

　■参 加 料：（会員）無料　　（非会員）＄３０

　■申込方法：①下記の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、Ｅ－ＭＡＩＬ、ＦＡＸ等でお申込ください。

　　　　　　　②受講券は発行いたしません。定員を超えた場合に限りご連絡いたします。連絡がない場

　　　　　　　　合は当日、直接会場にお越しください。

　■問い合せ先：　シドニー日本商工会議所（Level 2, 37 Bligh Street, Sydney）

　　　　　　　　　TEL.02-9223-7982／FAX.02-9223-5382／E-mail:info@jcci.org.au

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

E-mail：info@jcci.org.au　　Fax:　9223-5382 （シドニー日本商工会議所宛へお申込みください）

シドニービジネス塾「差別禁止＆いじめに関する法律改正への対応策」（3月26日）参加申込書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会社名（英文） |  | ＴＥＬ |  |
| 参加者名（英文） |  | E-mail |  |
| 参加者名（英文） |  | E-mail |  |

※上記にご記入いただいた情報は連絡用に使用すると同時に、参加者名簿（記録用・講師用）の作成や今後の情報提供に使用いたします。